

総務省 規制の事前評価書

(蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例基準)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成24年3月16日

1 規制の現状等

(1) 規制の現状と問題点

指定数量以上の危険物を用いた蓄電池設備（以下「蓄電池設備」という。）を設置する場所は、消防法上の一般取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和36年政令第306号。以下「令」という。）第3条第4号）に区分される。また一般取扱所の技術基準については、危険物の混合等の物理的操作や化合等の化学的操作を伴う工程が存在するものが多くあり、これらの危険物の取扱いは製造所と同様であることから、基本的形態としては製造所の技術基準を準用している（令第19条第1項）。蓄電池設備は、その用途から、病院やオフィスビル等危険物施設以外の建築物の一区画等への設置が見込まれるが、現行法令では、製造所の技術基準を満たす必要があることから蓄電池設備を建築物の一区画等に設置することができない。

(2) 規制改正の必要性・目的

東日本大震災を機とする電力需給のひっ迫を受け、病院やオフィスビル等において非常の場合に備えた大容量の電気を貯めるための蓄電池設備の需要が高まっており、また蓄電池設備での危険物の取扱形態は、蓄電池内部の危険物（電解液）に電気を流すという画一的なものであり製造所の技術基準を全て適用することは合理的でないことから「リチウムイオン電池設備に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」（平成23年12月）において、蓄電池設備を建築物の一区画等に設置する場合に必要な安全対策を検討した。この結果、蓄電池設備については必要な安全対策を講じた上で製造所の技術基準の一部を適用除外できる特例基準が適用される（蓄電池設備のみ取り扱う）一般取扱所を規定することにより、建築物の一区画等に設置しても安全性を確保できるとされた。このため、非常時の電力需要に備えるための蓄電池設備の敷設が促進されるための規制緩和を行う。

(3) 規制改正の内容

蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を、建築物の一区画等に設けることを可能にするものである。その際、蓄電池設備を設置する建築物の一区画等に関しては、危険物を取り扱う部分以外への延焼等を防ぐため、特例基準に適合させることとする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

①基準適合費用

蓄電池設備を建築物の一區画等に設けることを可能にした場合、当該設備を設置しようとする者は、製造所の技術基準に適合させる必要がなくなり、建築物の一區画等を特例基準に適合させれば足りることとなる。よって、遵守費用は現行より大幅に軽減することが想定される。

②市町村長等への審査手数料

一般取扱所の審査手数料は一律であることから、特例基準を適用する場合と通常の基準を適用する場合には、一般取扱所の審査手数料は同じであり、現行と変わらない。なお、当該手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）を参考に、各地方自治体が定める条例に基づき徴収されている。

（2）行政費用について

蓄電池設備の需要が高まる中、当該設備を建築物の一區画等に設置する一般取扱所が認められた場合、当該一般取扱所の増加が見込まれるため、市町村長等の一般取扱所に対する審査件数が増加し審査に係る費用は全体として増加することが見込まれるが、当該審査に係る費用は危険物施設の所有者等から手数料として徴収されるため、行政費用は現行と同程度である。

（3）その他の社会的費用

特段発生しない。

3 規制の便益

蓄電池設備を設置する建築物の一區画等に関しては、危険物を取り扱う部分以外への延焼等を防ぐための特例基準に適合させることで、現行と同等の安全性の確保を達成することができる。また、蓄電池設備をその使用形態に合わせた合理的な規制とすることができ危険物施設以外の建築物の一區画等にも蓄電池設備を設置することができるようになることで、非常時の電力需要に備えるための蓄電池設備の設置の促進が見込まれる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の改正により、便益面では、現行と同等の安全性の確保を達成しつつ、蓄電池設備を危険物施設以外の建築物の一區画等に設置することができるようになることで、非常時の電力需要に備えるための蓄電池設備の設置の促進が見込まれる。また、費用面では、行政費用は規制の改正前後でほぼ同じであり、遵守費用は蓄電池設備を危険物施設以外の建築物の一區画等に設置するために製造所の技術基準に適合させる必要がなくなり、建築物の一區画等を特例基準に適合させれば足りることとなることから、現行よりも減少することが見込まれる。

以上のことから、今回の改正によって得られる便益は大きく、かつ、改正によって費用は減少することが見込まれることから、適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では平成 23 年度、リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方について検討するために、「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会（座長：小林恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター 教授）」を開催し、同検討会にて「リチウ

ムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」(平成 23 年 12 月)が取りまとめられた。今回の改正は当該検討結果を受けて行うものである。

○「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」

URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231216_1houdou/03_houkoku.pdf

6 レビューを行う時期又は条件

今後の科学の進展による新たな技術及び知見を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。